様式第２（第２条第２項関係）

認定書

番　　号

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行令第８条第１項の規定に基づき、下記１の研究は、下記２の国有の試験研究施設を使用して行うことが国が現に行っている研究と密接に関連し、かつ、当該研究の効率的推進に特に有益であると認定する。

年　　月　　日

文部科学大臣　　印

記

１　研究の概要及び当該研究を行う者
２　１の研究を行うに当たって使用を認める国有の試験研究施設
３　２の試験研究施設を使用する場合は、その結果得られる記録、資料その他の研究の結果を無償で国に提供することを条件とすること。

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。